

吸収分割に関する事後開示書面

2021 年 5 月 6 日

株式会社 P R T I M E S

2021 年 5 月 6 日

株式会社PR TIMES
代表取締役 山口 拓己

株式会社THE BRIDGE
代表取締役 平野 武士

吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社/会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)
(承継会社/会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく事後備置書面)

記

株式会社PR TIMES（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社THE BRIDGE（以下「承継会社」といいます。）は、両社の間において 2021 年 3 月 19 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2021 年 5 月 6 日を効力発生日として、分割会社がスタートアップメディア「BRIDGE」に関する事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関して会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づき開示すべき事項は下記のとおりです。なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割、承継会社においては会社法第 796 条第 1 項の規定に基づく略式吸収分割となるため、両社の株主総会の承認を得ずに行うものであります。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2021 年 5 月 6 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過及び第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 分割会社における株主の差止請求

本吸収分割は、簡易吸収分割（会社法第 784 条第 2 項）に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による分割会社の株主による差止請求は認められておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求

承継会社は、本吸収分割に際して分割会社の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる承継会社の新株予約権を交付しないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2021 年 3 月 26 日付の官報において公告するとともに、同日付の電子公告により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続の経過、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（1）承継会社における株主の差止請求

会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求

会社法第 797 条の規定による株式買取請求をした株主はおりませんでした。

（3）会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき 2021 年 3 月 26 日付の官報において公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、承継会社においては、知れている債権者が存在しませんでしたので、各別の催告は要しませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割契約に従い、効力発生日である 2021 年 5 月 6 日をもって、分割会社からスタートアップメディア「BRIDGE」に関する事業に関して有する権利義務を承継いたしました。なお、承継した資産の概算額は以下のとおりです。

承継資産の額： 4,413 千円

5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割による分割会社及び承継会社の変更登記申請は、2021 年 5 月 10 日に行う 予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上